

議案第 25 号

三田市暴力団排除条例の制定について

三田市暴力団排除条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市（以下「市」という。）からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相

手方として下請負その他の契約を締結し、これを利用している事業者

(4) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第6号に規定されている暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者による暴力団の排除のための活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、安全が確保されるよう県及び関係機関等との連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、この条例の趣旨にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に共に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における暴力団の排除)

第6条 市は、契約に係る事務、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に係る

事務その他すべての市の事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、市長、三田市教育委員会又は三田市民病院事業管理者は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

(1) 相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取すること。

(2) 相手方が暴力団等であるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くこと。

（公の施設における暴力団の排除）

第7条 市又は指定管理者は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前条第2項の規定は、公の施設における暴力団の排除について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「市長、三田市教育委員会又は三田市民病院事業管理者」とあるのは、「市長、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は指定管理者」と、同項第2号中「相手方が暴力団等であるか」とあるのは「暴力団を利することとなるか」と、「聴く」とあるのは「聴く（指定管理者にあっては市長又は教育委員会に対し聴くことを求める）」とする。

（啓発活動）

第8条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者と協力して、暴力団の排除の重要性並びに県及び市の施策についての理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（青少年を守るための取組み）

第9条 市、市民及び事業者は、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

（県への協力）

第10条 市は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当

該情報を提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(三田市立学校施設目的外使用条例の一部改正)

2 三田市立学校施設目的外使用条例（昭和37年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。

第12条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第12条の2 委員会は、第3条の規定により許可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第6条第2項の規定に基づき、同項各号に規定する誓約書を徴取すること及び相手方が暴力団等（同条第1項に規定する暴力団等をいう。）であるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(三田市公民館条例の一部改正)

3 三田市公民館条例（昭和49年三田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 委員会が管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

第9条を次のように改める。

(許可の制限)

第9条 委員会は、法第23条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設その他附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公益に反すると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。
- (6) その他委員会が不相当と認めるとき。

第12条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

第12条の次に次の1条を加える。

（誓約書の徴取等）

第12条の2 委員会は、第8条第1項の規定により許可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る公民館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

（三田市都市公園条例の一部改正）

- 4 三田市都市公園条例（平成2年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り」を「次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公園施設その他附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

を利することとなると認められるとき。

第4条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第4条の2 市長は、前条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る公園の利用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第21条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団を利することとなると認められるとき。

第21条に次の1項を加える。

2 第4条の2の規定は、前条第1項の規定により許可をする場合について準用する。この場合において、第4条の2中「公園の利用」とあるのは、「有料施設の使用」と読み替えるものとする。

第30条の4後段中「、第4条」の次に「中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2(第21条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とを加える。

(三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例(平成2年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。

第10条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第10条の2 市長は、第5条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る野外活動センターの使用が暴力団を利することとなるか否

かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第14条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第10条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

(三田市心道会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 三田市心道会館の設置及び管理に関する条例（平成3年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1号を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る会館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第13条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

(三田市ガラス工芸館条例の一部改正)

- 7 三田市ガラス工芸館条例（平成5年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第5条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市長が公益上必要があると認める場合を除き、専ら営利を目的として使用するとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る工芸館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

別表特別料金の項を次のように改める。

特 別 料金	使用時間を超過して使用する場合 (浴室及び室内プールを除く。)	納入すべき使用料の30分当たりの額の2割増の額
-----------	------------------------------------	-------------------------

(三田市高平ふるさと交流センター条例の一部改正)

8 三田市高平ふるさと交流センター条例(平成6年三田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。

第6条中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 市長が公益上必要があると認める場合を除き、専ら営利を目的として使用するとき。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

第10条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第10条の2 市長は、第5条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第16条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第10条の2中

「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

別表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 入場料を徴するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。

(三田市市民センター条例の一部改正)

9 三田市市民センター条例(平成6年三田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(三田市総合福祉保健センター条例の一部改正)

10 三田市総合福祉保健センター条例(平成7年三田市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第14条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

(三田市ふれあいと創造の里条例の一部改正)

1 1 三田市ふれあいと創造の里条例（平成8年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る創造の里の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(三田市淡路風車^{かぜ}の丘条例の一部改正)

1 2 三田市淡路風車^{かぜ}の丘条例（平成12年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る風車^{かぜ}の丘の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第16条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

(三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

13 三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年三田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る自然学習センターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第15条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

(三田市多世代交流館条例の一部改正)

14 三田市多世代交流館条例（平成16年三田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る交流館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄

の警察署長の意見を聴くことができる。

(三田市まちづくり協働センター条例の一部改正)

15 三田市まちづくり協働センター条例（平成17年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

16 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第7条の2 市長は、前条に規定する協定の締結に当たり、必要があると認めるときは、三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第 号）第6条第2項第1号の規定に基づき、同号に規定する誓約書を徴取することができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同項第2号の規定に基づき、当該相手方が暴力団等（同条第1項に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であるか否かについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第10条第1項中「前条」を「暴力団等であると認められるとき、前条」に改める。

(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例前項の規定による改正後の三田市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例第7条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行う指定
管理者の指定について適用し、同日前に行われた指定管理者の指定については、
なお従前の例による。

(三田市総合文化センター条例の一部改正)

18 三田市総合文化センター条例(平成17年三田市条例第22号)の一部を次
のように改正する。

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排
除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
を利することとなると認められるとき。

第15条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第15条の2 市長は、第10条第1項の規定により許可の申請があった場合に
おいて、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基
づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取するこ
と及び当該許可に係る文化センターの使用が暴力団を利することとなるか否か
について所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第22条の2第3項中「市及び指定管理者は」の次に「と、第15条の2中
「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」を加える。

(三田市有馬富士共生センター条例の一部改正)

19 三田市有馬富士共生センター条例(平成18年三田市条例第27号)の一部
を次のように改正する。

第7条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第 号。以下「暴力団排
除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
を利することとなると認められるとき。

第11条の次に次の1条を加える。

(誓約書の徴取等)

第11条の2 市長は、第6条第1項の規定により許可の申請があった場合にお
いて、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基

き、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係るセンターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。